

周防大島町告示第110号

周防大島町宅配ボックス設置促進補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年5月20日

周防大島町長 藤 本 淨 孝

周防大島町宅配ボックス設置促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、宅配ボックスの普及を促進することにより、町民の日常生活の利便性の確保につなげると共に、配達物等の再配達を抑制し、物流における温室効果ガスの排出の削減を図るため、宅配ボックスを購入し、設置した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、周防大島町補助金等交付規則(平成24年周防大島町規則第24号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「宅配ボックス」とは、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、住宅を建設する際に設置し、住宅と一体化しているものは補助対象外とする。

- (1) 配達物等の受け取りを目的とした製品であり、配達物等を安全に保管できるもの(リース、レンタル品及び自作のものを除く。)
- (2) 令和7年4月1日以降に購入したものであること。
- (3) 耐久性を備え、ワイヤー、アンカーその他の盗難防止のための器具で固定されたもの
- (4) 正当な受取人のみが受領できる盗難防止機能(鍵又はダイヤル錠等)を有しているもの
- (5) 周防大島町内の戸建て住宅又は集合住宅で使用されるものであること。
- (6) 単に屋外で物品を保管することを目的とした箱でないもの

(補助対象者)

第3条 この事業の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第6条の交付申請書兼実績報告書の提出時において、本町の住民基本台帳に記載されており、かつ、本町に居住していること。
- (2) 宅配ボックスを購入し、自身の住所と同一敷地内に設置した者であること。
- (3) 申請者を含む世帯全員に町税等の滞納がない者
- (4) 過去に同一の補助対象となる宅配ボックスについて、国、本町又は他の地方公共団体から購入費又は設置費に係る補助金の交付を受けていないこと。

(5) 他の同一世帯員が本補助金の交付を受けていないこと。

(6) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員）又はこれらと密接な関係を有する者でない者

2 前項に定めるもののほか、町長が必要と認める補助対象者にあつては、本補助金を交付できるものとする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、宅配ボックスの本体購入費用（消費税及び地方消費税は除く。）とし、付属品購入費、設置費、運搬費及び工事費は除くものとする。また、1世帯につき1台1回限りとする。

（補助金の額）

第5条 本補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、5,000円を上限とする。

2 割引券を利用した場合にあつては、その割引を利用した後の金額とする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、周防大島町宅配ボックス設置促進補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、この告示の施行日から令和8年2月27日までの間に町長に提出しなければならない。

(1) 宅配ボックスの購入金額、購入日、購入店名、商品名及び申請者氏名が記載された領収書等の写し

(2) 補助対象品の機能が記載されているカタログ、取扱説明書その他これに類するものの写し

(3) 設置後の宅配ボックスの状況を示す写真及び鍵、ダイヤル錠等の盗難防止機能が確認できる写真

(4) その他町長が必要と認める書類

（補助金額の決定及び確定）

第7条 町長は、前条の規定により交付申請書兼実績報告書を受理したときは、これを審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、周防大島町宅配ボックス設置促進補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により申請者にその旨を通知するものとする。

2 町長は、補助金等を交付することが不適當と認めたときは、周防大島町宅配ボックス設置促進補助金交付却下通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

（補助金の請求）

第8条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、周防大島町宅配ボックス設置促進補助金請求書（様式第4号）に申請者名義の金融機関口座情報が確認できる書類（通帳の写し等）を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 町長は、前条の規定による補助金の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第10条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な行為があったとき。
- (3) この告示に違反したとき。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第7条の規定は、第1項の場合について準用する。

（補助金の返還）

第11条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、申請者の、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該申請者に対し周防大島町宅配ボックス設置促進補助金返還命令（様式第5号）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（検査等）

第12条 町長は、補助事業の執行に関して必要があると認めるときは、申請者に対して補助事業に関する必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年5月20日から施行する。